パブリックコメント資料

石巻地区広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

１　制度の趣旨

令和３年５月に、国では「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」を公布し、デジタル社会の形成に関する施策を実施するため、「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の３つの法律を１つに統合する等、各法律が改正されました。

地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において、官民共通の全国的な共通ルールを適用するとともに、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化するなど、令和５年４月から全部施行されることとなります。

本組合では、この制度改正に対応するため、現行の「石巻地区広域行政事務組合個人情報保護条例（現行条例）」を廃止し、新たに「石巻地区広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（施行条例）」を制定することにより、個人情報の適正な取扱いを図ってまいります。

２　施行条例について

（1）法から委任される事項

① 開示請求に係る手数料（法第89条第2項） 条例に規定

現行条例や石巻地区広域行政事務組合情報公開条例との整合性を図り、従前どおり手数料を徴収しない（無料とする）取扱いとし、実費相当額（複写代金、郵送料）のみ請求者の負担とし、制度改正による費用負担の変更はありません。

② 行政機関等匿名加工情報(※)の利用に係る手数料（法第119条第3項及び第4項）

改正法では、都道府県や政令指定都市に対して民間事業者への行政機関等匿名加工情報の提供が義務付けられておりますが、その他の地方公共団体については、当分の間、導入は任意とされています。

本組合では、これまでの行政機関等匿名加工情報の提供制度の事例が全国的にもごく少数であることや、安全管理措置を講ずるなど慎重な取扱いが必要であり、条例施行日からの導入は行わないこととし、提案募集に係る手数料は規定しないこととします。

※行政機関等匿名加工情報とは、行政機関が保有する個人情報について、個人の権利利益の保護に支障がない範囲で保有個人情報を加工し、当該個人情報を復元することができないようにした情報をいいます。

（2）条例で定めることが認められる事項

① 条例要配慮個人情報（法第60条第5項）

地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、地方公共団体が条例で定めることが可能ですが、現行条例では、改正法と同様の定義としており、当該情報に係る規定は設けないこととします。

② 個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表（法第75条第5項）

本組合では、これまで事務登録簿を作成し、個人情報の存在及び事務の概要、利用実態等を把握してきましたが、改正後は、個人情報ファイル(※)簿にその目的が移っていくものと整理し、個人情報ファイル簿と別の事務登録簿の作成及び公表に係る規定は盛り込まないこととします。

※個人情報ファイルとは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、一定の事務の目的を達成するために、特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成したものをいいます。

③ 開示等請求における不開示情報の範囲（法第78条第2項）

情報公開条例に規定する不開示理由との整合が図られない部分について整理したところ、個人情報保護制度と情報公開制度の違いによる差異や、他の条文の規定の中に含まれるものなど、条例に規定しないことによる影響はないものと整理し、整合を図るための規定は置かないこととします。

④ 開示請求等の手続（開示決定等の期限）（法第108条）条例に規定

改正法では、開示請求を受けてから原則３０日以内に決定を行うこととされていますが、条例に規定することで決定期限の短縮が認められていることから、これまでの個人情報保護制度や情報公開制度との整合性を図り、請求者の利便性を図るため、開示決定等の期限を短縮し、請求のあった日から１４日以内とします。

なお、事務処理上の困難などによる期限の延長については、改正法の定める３０日以内のままとします。

	改正法	現行条例	施行条例
開示請求等の決定までの期限	３０日以内	１４日以内	１４日以内
期限の延長	３０日以内	４６日以内	３０日以内

⑤ 審議会等への諮問（第129条）条例に規定

改正法では、地方公共団体が個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な意見を聴くことが特に必要なときは、合議制の機関に諮問することができるとしています。

本組合では、組合の附属機関である「石巻市情報公開・個人情報保護審査会（審査会）」をこの機関と位置づけ、以下の項目について諮問することができるようにします。

・施行条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
・保有個人情報の安全管理のために講ずる措置の基準を定めようとする場合
・組合における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

３　審査会条例について

現行の審査会条例において、審査会の設置及び組織に関する事項、審査会の調査審議等の手続について規定していますが、法改正の趣旨を踏まえ、以下のとおり改めることとします。（主な事項のみ）

① 所掌事項

個人情報の収集及び目的外利用等に関する事項について、これらを審査会で調査審議することができなくなる一方で、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項について調査審議することを規定します。

② 罰則について

現行条例では、審査会委員の守秘義務違反に対する罰則について規定されておりませんでしたが、今回新たに規定することとします。

４　施行日について

個人情報保護法の改正規定の施行日に合わせ、令和５年４月１日となる予定です。